

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行(令和8年1月20日以降適用版)										改定案(令和8年4月1日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	改訂理由		
60	2	0	0	0	0	0	第2編		材 料 編		2	0	0	0	0	0	第2編	材 料 編	
60	2	1	0	0	0	0	第1章		一般事項		1	1	0	0	0	0	第1章	一般事項	
60	2	1	2	0	0	0	第2節		工事材料の品質		2	1	2	0	0	0	第2節	工事材料の品質	
60	2	1	2	1	0	0	2-1-2-1		<p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p>		2	1	2	1	0	0	2-1-2-1	<p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、品質規格証明書等の提出をJISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>製造管理技術委員会認定品、県土木部承認品、県農地部指定品、事前審査制度の認定アスファルト混合物は、JISマーク表示品と同等に扱うものとする。</p>	表記の見直し
60	2	1	2	4	0	0	2-1-2-4		<p>受注者は、表2-1-1の工事材料及び設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出を省略できる。</p>		2	1	2	4	0	0	2-1-2-4	<p>受注者は、表2-1-1の工事材料及び設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品等については、JISマーク表示状態等の確認とし見本または品質を証明する資料の提出を省略できる。</p>	表記の見直し
	3	0	0	0	0	0	第3編		土木工事共通編										
	3	1	0	0	0	0	第1章		一般施工										
	3	1	6	0	0	0	第6節		一般舗装工										
	3	1	6	3	0	0	3-1-6-3		アスファルト舗装の材料										
134	3	1	6	3	2	0			<p>2. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定書、混合物総括表)の写しを監督員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。</p> <p>なお、上記以外の場合においては、以下による。</p>		3	1	6	3	2	0		<p>2. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定書、混合物総括表)の写しを監督員に提出提示するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。</p> <p>なお、上記以外の場合においては、以下による。</p>	表記の見直し

※ R8.4改定箇所見え消し

